

資料

目次

資料 1 近現代日本ハンセン病関係年表及びハンセン病文書等	853 頁
第 1 近現代日本ハンセン病関係年表	853 頁
第 2 国、自治体、園の所蔵資料	863 頁
資料 2 検証会議設置及び活動等関係	877 頁
第 1 検証会議設置等関係文書	877 頁
一 契約書	
二 ハンセン病問題に関する事実検証調査事業調査実施要領	
三 ハンセン病問題に関する検証会議運営要綱	
四 ハンセン病問題に関する検証会議・検討会の検討課題	
第 2 検証会議及び同検討会員名簿	882 頁
第 3 検証会議活動記録一覧	883 頁

資料1 近現代日本ハンセン病関係年表及びハンセン病文書等

第1 近現代日本ハンセン病関係年表

国の政策に関する事項	年	医療・社会の動向に関する事項
明治新政府成立	1868	
	1869	
	1870	
穢多・非人等の称廃止の太政官布告により「物吉」などの「癩者」への呼称も廃止	1871	
	1872	
違式註違条例により「癩者」の勸進禁止	1873	ノルウエーのアルマウエル・ハンセンがらい菌を発見
	1874	
	1875	後藤昌文が東京市に起癩病院を開設
	1876	
	1877	『起癩病院医事雑誌』創刊
	1878	
内務省がハンセン病を地方病として感染症と区別する「町村衛生事務条項」を通達	1879	高橋お伝処刑 夫がハンセン病であったとされ仮名垣魯文らが競って戯作化
	1880	
	1881	
	1882	
	1883	
	1884	
	1885	
	1886	
	1887	
	1888	
大日本帝国憲法発布	1889	テストウィードが静岡県に神山復生病院を開設
	1890	
	1891	
	1892	
	1893	

日清戦争勃発	1894	ケート・ヤングマンと好善社が東京市に慰廃園を開設
日清戦争講和 台湾領有	1895	ハンナ・リデルが熊本県に回春病院を開設
	1896	
伝染病予防法公布	1897	第1回国際らい会議（於ベルリン）で隔離が最上の方法と採択
	1898	ジャン・マリー・コールが熊本県に待労病院を開設
欧米との新条約発効 内地雑居開始 北海道旧土人保護法公布 帝国議会で「癩病患者及乞食取締ニ関スル質問」 光田健輔が東京市養育院に回春病室を設置し、 ハンセン病患者の院内隔離を開始	1899	
精神病患者監護法公布 内務省が初めてハンセン病患者の調査実施	1900	
	1901	
	1902	
	1903	
日露戦争勃発	1904	
帝国議会にハンセン病を対象に加える伝染病予防法案を山根正次らが提出 否決 日露戦争講和	1905	ハンナ・リデルが東京で政財界人に回春病院への援助を要請
帝国議会に山根正次ら癩予防法案提出 審議未了	1906	綱脇龍妙が山梨県に身延深敬病院を開設 増田勇が横浜市のスラムでハンセン病患者への出張診療を開始
法律「癩予防ニ関スル件」公布	1907	ドルワル・ド・レゼー『癩病予防法実施私見』で患者の人権侵害を憂慮
	1908	
法律「癩予防ニ関スル件」施行 全生病院・北部保養院・外島保養院・大島療養所・九州癩療養所開設	1909	第2回国際らい会議（於ベルゲン）で任意隔離が望ましいと決議
韓国併合 群馬県草津町議会、湯之沢地区に集住するハンセン病患者の追放を決議	1910	
	1911	

	1912	
真宗大谷派教誨師本多慧孝が全国の療養所と「癩村」を調査	1913	
第1次世界大戦参戦	1914	
光田健輔が内務省に「癩予防に関する意見」を提出 絶対隔離を主張 全生病院で光田健輔院長により断種手術開始 「大正大礼」の際、放浪患者隔離強化のため外島保養院を拡張	1915	
地方長官会議に内務省衛生局が「療養所二収容セサル癩患者二関スル件」提出 全生病院が「私宅療養癩患者調」「特殊部落調附癩村調」を実施 内務省に保健衛生調査会設置 第4部「癩」の委員に光田健輔が就任 法律「癩予防二関スル件」改正 懲戒検束規程明記 朝鮮総督府が小鹿島慈恵医院を開設	1916	西山光明院解体
光田健輔が内相に絶対隔離の島として西表島を最適とする「復命書」提出	1917	
	1918	コーン・ウォール・リーが群馬県に聖バルナバ医院を開設
第1次世界大戦講和 赤道以北の旧独領南洋諸島の委任統治決定 結核予防法・精神病院法公布 保健衛生調査会第4部が「癩部落、癩集合地等ノ状況調査」実施 保健衛生調査会第4部が公私立ハンセン病療養所長会議を開催	1919	
内務省が保健衛生調査会第4部の調査報告『各地方ニ於ケル癩部落、癩集合地ニ関スル概況』を刊行 保健衛生調査会が「根本的癩予防策要項」を決定 1万人隔離を目標	1920	
	1921	

大分県で別府的ヶ浜事件勃発 警察官がハンセン病患者の暮らす集落を焼却	1922	
	1923	第3回国際らい会議（於ストラスブルグ）で隔離は人道的にすること、患者より産まれた子どもは、その両親より分離することなどを決議 光田健輔も出席
	1924	服部けさ・三上千代が群馬県に鈴蘭病院を開設するが服部の急死で閉鎖
	1925	三上千代が鈴蘭病院を鈴蘭園として再建 賀川豊彦らにより日本M L設立
	1926	後藤静香の希望社が癩病撲滅運動を開始
人口食糧問題調査会で内閣書記官長鳩山一郎がハンセン病患者への強制的な産児制限に言及 花柳病予防法公布	1927	
「昭和大礼」の際、放浪患者隔離強化のため外島保養院を拡張 南洋庁がヤルートにハンセン病療養所開設	1928	日本癩学会設立 日本赤十字社「民族衛生展覧会」でハンセン病についても展示
法律「癩予防ニ関スル件」改正 国立療養所開設を明記 愛知県で無癩県運動開始 南洋庁がサイパンにハンセン病療養所開設	1929	
岡山県に最初の国立療養所長島愛生園開設 台湾総督府が楽生院を開設 南洋庁がヤップにハンセン病療養所開設	1930	国際連盟らい委員会（於バンコク）で、隔離は伝染のおそれありと認められた患者にのみ適用すべきと明言
宮古南静園開設 癩予防協会設立 癩予防法公布 満州事変勃発 長島愛生園で十坪住宅運動開始 南洋庁がパラオにハンセン病療養所開設	1931	大島療養所で入所者が自治会結成を求めて決起 真宗大谷派光明会設立

<p>「満州国」建国</p> <p>朝鮮癩予防協会設立</p> <p>貞明皇后の誕生日に当たる6月25日を癩予防デーに決定</p> <p>貞明皇后が「癩患者を慰めて」と題した和歌を発表</p> <p>栗生楽泉園開設</p>	1932	
<p>台湾癩予防協会設立</p> <p>満州癩予防協会設立</p>	1933	<p>外島保養院で日本プロレタリア癩者解放同盟結成</p> <p>外島保養院長村田正太が左翼患者らを追放</p> <p>日本赤十字社「結婚衛生展覧会」でハンセン病についても展示</p>
<p>台湾に癩予防法公布</p> <p>朝鮮総督府が慈恵医院を小鹿島更生園に改組</p> <p>衆議院に荒川五郎らがハンセン病患者も断種の対象とする民族優生保護法案を提出するが審議未了</p>	1934	<p>外島保養院が室戸台風で崩壊</p>
<p>朝鮮に癩予防令公布</p> <p>星塚敬愛園開設</p> <p>衆議院に荒川五郎らがハンセン病患者も断種の対象とする民族優生保護法案を再提出するが審議未了</p>	1935	
<p>ハンセン病の「二十年根絶計画」開始 無癩県運動が全国で活発化</p>	1936	<p>長島愛生園で入所者が自治会結成などを求めて決起</p>
<p>日中全面戦争勃発</p>	1937	
<p>厚生省設置</p> <p>光明園開設</p> <p>栗生楽泉園に「特別病室」=重監房開設</p> <p>沖縄県が国頭愛楽園を開設</p>	1938	<p>小川正子『小島の春』刊行</p> <p>第4回国際らい会議（於カイロ）疫学・監理分科会で、合理的退所期も保証されねばならないと報告</p>
<p>東北新生園開設</p> <p>「満州国」に同康院開設</p> <p>貴族院職員健康保険法案特別委員会で厚生省予防局長高野六郎が、ハンセン病に罹りやすい体質への懸念を示し、患者が生む子どもは少ないほうがよいと答弁</p>	1939	

<p>紀元 2600 年「奉祝」</p> <p>国民優生法公布</p> <p>患者への断種を明記した癩予防法改正案上程されるが審議未了</p> <p>熊本市郊外の本妙寺の病患者集落を警察官が解体</p> <p>1 万人隔離目標達成</p>	1940	映画「小島の春」(監督豊田四郎)上映
<p>群馬県草津町湯之沢の患者集落解散</p> <p>公立療養所を国立移管</p> <p>日本癩学会が小笠原登の学説を封殺</p> <p>対米英戦争勃発</p>	1941	<p>インドらい予防委員会(於ニューデリー)で、隔離は治療、宣伝、福祉活動によつて、その効果が増大せられるものであると明言</p> <p>回春病院閉鎖</p> <p>聖バルナバ医院閉鎖</p>
<p>長島愛生園医官早田皓が「救癩挺身隊」結成を主張</p>	1942	慰養園閉鎖
<p>奄美和光園開設</p> <p>全国癩療養所長会議が「大東亜癩絶滅二関スル意見書」を陸相・海相・大東亜相・厚相に提出</p> <p>日本海軍がナウル島の患者約 40 名を虐殺</p>	1943	アメリカでプロミンの効果承認
<p>駿河療養所開設</p> <p>沖縄で日本軍による患者隔離開始</p>	1944	
<p>沖縄戦で愛楽園・南静園被害</p> <p>敗戦 連合軍による占領開始</p>	1945	
<p>アメリカ海軍軍政部本部が沖縄に対しハンセン病患者の隔離を指令</p> <p>東京第 2 区衆議院議員補欠選挙で隔離されたハンセン病患者が初めて選挙権行使</p> <p>日本国憲法公布</p>	1946	
<p>菊池恵楓園長宮崎松記が無癩県運動の継続を主張</p> <p>アメリカ軍政府長官フレデリック・ハイドンが南西諸島住民に対しハンセン病患者の隔離を通告</p> <p>日本国憲法施行</p> <p>重監房が国会で問題化 廃止</p> <p>高松宮宣仁による全国のハンセン病療養所慰問開始</p>	1947	日本でもプロミン治療が開始され第 20 回日本癩学会でプロミン治療について報告

<p>優生保護法公布 ハンセン病患者・配偶者の断種・墮胎明記 衆議院厚生委員会で東龍太郎厚生省医務局長が軽快退所を認める法改正の意向を答弁</p>	1948	<p>多磨全生園でプロミン獲得促進委員会結成 第5回国際らい会議（於ハバナ）で非伝染性の患者の隔離を否定</p>
<p>プロミン購入の予算5000万円確保 国立療養所長会議で光田健輔ら軽快退所に強く反対 GHQ公衆衛生福祉局が日本の隔離政策を是認する報告をアメリカ太平洋陸軍総司令部幕僚部高級副官部に提出</p>	1949	<p>GHQの勧告で星塚敬愛園の自治会解散</p>
<p>厚生省、癩予防法の懲戒検束規定は違憲ではないと各所長に通知 衆議院厚生委員会で光田健輔が朝鮮半島から密入国患者が激増すると答弁 朝鮮戦争勃発 厚生省・法務府が菊池恵楓園の敷地内に癩刑務所を設置することで合意</p>	1950	<p>栗生染泉園で入所者が乱闘、3人死亡 熊本県でハンセン病患者らが巡查を刺傷 長島愛生園でプロミン治療による軽快退所</p>
<p>光田健輔が厚生省に「国際癩対策意見」を提出、絶対隔離、断種維持、朝鮮からの密入国患者への取り締まりを主張 衆議院行政監察特別委員会で光田健輔が朝鮮半島から密入国患者が激増すると証言 菊池恵楓園の1000床拡張工事着工 熊本県で藤本松夫逮捕 サンフランシスコ平和条約締結 沖縄・奄美地区はアメリカの施政権下 「出入国管理令」公布 ハンセン病患者野入国禁止を明記 光田健輔に文化勲章を授与 参議院厚生委員会で光田健輔・宮崎松記・林芳信ら隔離強化を主張</p>	1951	<p>全国国立癩療養所患者協議会(全癩患協) 1953年4月より全患協結成 山梨県で患者一家9人が心中 第3回汎アメリカらい会議（於プエノスアイレス）で伝染性患者と非伝染性患者の処遇を区別することを確認</p>
<p>サンフランシスコ平和条約発効 占領の終了 藤楓協会設立 衆議院で長谷川保の「癩予防と治療に関する質問」に対し、吉田茂首相が癩予防法は憲法に抵触しないと答弁</p>	1952	<p>全癩患協が癩予防法改正促進委員会を結成 WHOらい専門委員会（於リオデジャネイロ）で遠隔地への隔離を否定</p>

<p>長谷川保が全癩患協の意向を受けたハンゼン氏病法案を作成</p> <p>熊本刑務所菊池医療刑務支所 = 癩刑務所開設</p> <p>朝鮮戦争休戦</p> <p>らい予防法公布</p> <p>熊本地裁が藤本松夫に死刑判決</p> <p>奄美地区の日本復帰により和光園も厚生省管轄に復帰</p>	1953	<p>第6回国際らい会議（於マドリード）で各国の従来法・規則の改正を勧告</p> <p>経口投与可能なD D S 国産化開始</p>
<p>ジェームス・ダウルが沖縄のアメリカ民政府に対し、ハンセン病患者の社会復帰と在宅治療を勧告</p>	1954	<p>龍田寮児童通学拒否事件勃発</p>
<p>岡山県立邑久高等学校新良田教室開校</p> <p>国立らい研究所開設</p>	1955	<p>映画「ここに泉あり」(監督今井正)上映 全患協が抗議</p>
	1956	<p>マルタ騎士会主催ハンセン病患者の保護および社会復帰に関する国際会議（於ローマ）で差別法の廃止を決議</p>
<p>龍田寮廃止</p> <p>最高裁が藤本松夫の上告棄却 死刑確定</p> <p>厚生省が退所基準を作成</p> <p>朝日訴訟提訴</p>	1957	
<p>厚生省が軽快退所基準を発表</p> <p>第7回国際らい会議（於東京）で厚生省医務局長小沢竜が未収容患者を感染源として隔離することを報告</p> <p>沖縄のアメリカ民政府公衆衛生副支部長アーヴィン・マーシャルがハンセン病患者の軽快退所と在宅治療を認める発言</p>	1958	<p>国民救援会に「藤本松夫氏を救う会」結成</p> <p>第7回国際らい会議（於東京）で強制隔離政策の全面破棄を勧告</p>
	1959	
<p>60年安保闘争</p> <p>国民年金法改正によりハンセン病療養所入所の不自由者に対し障害福祉年金支給</p>	1960	<p>在日朝鮮・韓国人ハンセン病患者同盟結成</p>
<p>沖縄でハンセン氏病予防法公布 強制隔離とともに軽快退所・在宅治療を明記</p>	1961	
<p>藤本松夫に死刑執行</p>	1962	
<p>らい予防法改正の気運が高まるが挫折</p>	1963	<p>全患協が厚生大臣に「らい予防法改正要望書」を提出</p>

鳥取県での里帰り実現 以後、他の都道府県にも波及	1964	
	1965	
	1966	
朝日訴訟で最高裁が上告人の死亡により訴訟終了と判決	1967	
ハンセン氏病対策議員懇談会結成	1968	
	1969	
	1970	「あつい壁」(監督中山節夫)上映
	1971	
沖縄の日本復帰により愛楽園・南静園も厚生省の管轄に復帰	1972	長島架橋促進入園者委員会結成
藤楓協会が厚生省から委託を受け「らい予防事業対策調査検討委員会」を発足	1973	
	1974	映画「砂の器」(監督野村芳太郎)上映 全患協が抗議 リファンピシン治療開始
	1975	
	1976	全患協が「在宅治療の促進」について提唱
	1977	
	1978	
	1979	
全患協が厚生省と藤楓協会に対し、「らい」を「ハンセン氏病」と改めるよう申し入れ 「らい」を段階的に変更ないし削除するとの回答	1980	
	1981	
	1982	
	1983	
	1984	
長島架橋工事着工	1985	
	1986	
新良田教室閉校 邑久長島大橋のゲート設置をめぐる紛糾	1987	

邑久長島大橋開通 薬害エイズ訴訟提訴 エイズ予防法公布	1988	
昭和天皇の大喪に際し、らい予防法の外出制限違反が大赦の対象となつたため全患協が政府に抗議、撤回	1989	
	1990	全患協が支部長会議でらい予防法改正運動推進を決定
	1991	全患協が厚生大臣に「らい予防法改正要請書」を提出
	1992	愛生園入所者の交通事故死をめぐり警察の対応が問題化 身延深敬園閉鎖
高松宮記念ハンセン病資料館開館	1993	
藤楓協会理事長大谷藤郎がらい予防法廃止と医療・処遇の最低確保の新法制定という個人見解を全患協に提示	1994	
厚生省保健医療局長の私的検討会「らい予防法見直し検討会」が「報告書」にらい予防法廃止を明記 優生保護法のハンセン病を理由とした最後の断種実施	1995	日本らい学会がらい予防法廃止を表明
優生保護法のハンセン病を理由とした最後の墮胎実施 薬害エイズ訴訟和解 らい予防法廃止 らい予防法の廃止に関する法律公布 優生保護法が母体保護法に改正	1996	真宗大谷派が「ハンセン病に関わる真宗大谷派の謝罪声明」発表 日本らい学会が日本ハンセン病学会と改称 全患協が全国国立ハンセン病療養所入所者協議会(全療協)と改称 日本ハンセン病学会長が横浜で外国人患者が多数発生などと発言
	1997	日本ハンセン病学会長がらい予防法廃止は間違いと発言 映画「見えない壁を超えて」(監督中山節夫) 上映 映画「愛する」(監督熊井啓) 上映 批判続出 「ハンセン病に関わる日本基督教団の謝罪声明」発表

ハンセン病国賠訴訟、熊本地裁に提訴 感染症予防法公布 エイズ予防法廃止	1998	
ハンセン病国賠訴訟、東京地裁・岡山地裁にも 提訴	1999	
	2000	
熊本地裁、原告勝訴の判決 国は控訴断念 東 京・岡山地裁でも和解成立 隔離により中退させられたハンセン病回復者に 対し金沢大学附属中学校が卒業証書を授与 遺族・非入所者との和解成立	2001	
ハンセン病問題に関する検証会議設置	2002	熊本学園大学商学部にハンセン病講座開設
藤楓協会解散、ふれあい福祉協会が事業を継承	2003	遺族組織「れんげ草の会」結成 鳥取県で、行政の対応に不満を持った患者 遺族が県職員を刃物で襲い殺人未遂罪で逮捕 熊本県の黒川温泉のホテルがハンセン病回復 者の宿泊を拒否
韓国・台湾のハンセン病回復者が日本政府に保 証を求めて提訴	2004	ハンセン病患者差別と部落差別の関連を論じ るシンポジウムを東京・奈良・熊本・鳥取で 開催
多磨全生園における医療過誤裁判で東京地裁が 原告勝訴判決 ハンセン病問題に関する検証会議が最終報告書 を厚生労働省に提出	2005	ハンセン病市民学会設立発表

第2 国、自治体、園の所蔵資料

一 厚生労働省健康局疾病対策課所蔵分

厚生労働省健康局疾病対策課に対して、所蔵資料のリストの提出を依頼し、そのリストに基づき、重要と思われる資料の開示を求め、調査した。同課より提出されたリストによれば、同課にはハンセン病関係の公文書類を収めた簿冊が360冊、所蔵されている。その内容は、1907（明治40）年の法律「癩予防二関スル件」を除けば、あとはすべて1950（昭和25）年以降のものであり、1953（昭和28）年の「らい予防法」改正に関する資料、法改正以降の患者家族援護をはじめとする諸政策に関する資料、法の再改正、および法廃止に関する資料、「救らいの日」に関する資料、そして、「らい予防法」違憲・国家賠償訴訟に関する資料などに大別される。資料中には、私立療養所や藤楓協

会に関する文書も多数、含まれている。検証会議としては、これらの膨大な資料の中で、特に重要と判断された 1953 年の法改正前後の資料について、集中的に調査した。関連する資料の細目は以下のとおりである。

(表) 厚生労働省健康局疾病対策課所蔵資料中の「らい予防法」改正関係資料一覧

簿冊名「らい予防法関係法令通牒綴」

No	年月日	資料名	発信者
1	1907.3.19	癩予防法	
2	1950.8.25	密入国らい患者送致費について	結核予防課長
3	1951.9.26	精神病らい患者の収容について	国立療養所課長
4	1952.2.27	犯罪らい患者の留置施設の設置について	医務局長
5	1952.3.28	密入国らい患者の取り扱について	公衆衛生局長・入国管理庁長
6	1952.8.11	菊池医療刑務支所釈放者の収容取扱基準その他について	医務局長・公衆衛生局長
7	1953.5.11	私立らい療養所の運営について	公衆衛生局長
8	1953.8.15	らい予防法	
9	1953.8.15	らい予防法施行令	
10	1953.8.15	らい予防法施行規則	
11	1953.9.16	らい予防法の施行について	事務次官
12	1953.9.16	らい予防法の運用について	医務局長
13	1953.9.17	都道府県のらい係職員について	結核予防課長
14	1953.10.23	らい患者関係世帯の世帯員に対する生活保護法の適用について	社会局長・公衆衛生局長
15	1957.5.10	らい患者関係世帯の世帯員に対する生活保護法の適用について	社会局長・公衆衛生局長
16	1954.4.22	らい予防法(第一次改正)	
17		らい予防法施行令を改正する政令案	
18		らい予防法施行規則の一部を改正する省令	
19		らい予防法施行令案	
20	1954.7.30	らい予防法施行令	
21	1954.7.31	らい予防法の一部を改正する法律の施行について	事務次官
22	1954.10.6	らい患者伝染性有無の判定基準	
23	1956.1.20	沖縄のらい患者について他	国立療養所課長

24	1956.9.5	非行らい患者の措置について	結核予防課長
25	1958.9.25	らい予防事業の実施について	公衆衛生局長
26	1958.10.1	長期帰郷患者家族に対する生活援護費支給について	結核予防課長
27	1958.10.13	らい予防事業の実施について	医務局長
28	1959.8.28	らい療養所入所患者等に対する福祉年金の支給 続の特例について	年金局長 他
29	1959.12.10	らい療養所入所患者等に対する福祉年金関係	結核予防課長
30	1962.3.16	「らい患者指導案」について	公衆衛生局長
31	1962.5.17	昭和 36 年度らい予防事業実施等の調査について	結核予防課長
32	1962.9.17	らい予防法（第二次改正）	
33	1962.9.15	行政不服審査法	
34	1964.10.8	らい患者家族生活援護委託費関係資料の提出について	結核予防課長
35	1964.10.8	らい回復者に対する就労助成金制度について	事務次官
36	1964.10.8	らい回復者に対する就労助成金制度の運営について	公衆衛生局
37	1964.12.23	「らい患者指導案」について	結核予防課長
38	1965.1.7	らい予防法第 21 条による親族の援護業務の実施について	結核予防課長
39	1965.3.1	生活保護法による保護の実施要項の改正について	社会局長
40	1965.4.28	らい療養所入所患者等に対する福祉年金の支給 続	公衆衛生局長
41	1965.12.18	協定永住事務取扱要項の実施について	入国管理局長
42	1966.2.11	日韓法的地位協定の発効に伴う被退去強制容 者の通報	総務課長
43	1966.3.9	らい療養所に入所中の患者にかかる協定永住権事務について	公衆衛生局長・医務局長

簿冊名「昭和二十七年 らい予防法改正に関する原議綴」

No	年月日	資料名	発信者
1	1952.11.21	癩予防関係予想質問及答弁書について	
2	1952.12.25	多磨全生園における患者と結核予防課長との面接経過について	
3	1953.2.17	らい患者対策及びらい予防法の改正について	
4		らい医師の海外派遣について	衆議院並木芳雄
5		らい予防法制定に関する件	
6		らい予防法制定に関する件	

7		らい予防法制定に関する件	
8		らい予防法制定に関する件	
9		らい予防法制定に関する件	
10		らい予防法制定に関する件	
11		らい予防法案提案理由説明	
12		内翰 らい予防法改正意見	各部長・課長

簿冊名「らい予防法改正一件綴(資料)」

簿冊名「らい予防法改正資料一件綴」昭和28年3月15日起

No	年月日	資料名	発信者
1		らい予防法骨子(メモ)	
2		らい予防法改正試案(第二案)	
3		らい予防法案問題点	
4	1953.2.11	療養所長打合せ会	
5		らい予防法案(第一案)	
6		らい予防法案(第二案)	
7		打合せ内容(不明)	
8		らい予防法案(第三次案)	
9	1953.2.16	らい予防法案(昭和28年2月16日)	
10		らい予防法案要綱	
11		らい予防法案(第四次)	
12		らい予防法案(第五次)	
13		らい予防法案	
14		らい予防法案(法制局審議案)	
15	1953.3.13	らい予防法案施行令案(昭和28年3月13日 国立療養所課)	

簿冊名「昭和28年度らい予防法改正に関する原義」

No	年月日	資料名	発信者
1		らい予防法案	
2		らい予防法案	
3		らい予防法案	
4		資料一、国立らい療養所における懲戒事犯件数他	

5		らい予防法案 第5次	
6		らい予防法(案)	
7		らい予防法案	
8		らい予防法改正要求草案抜粋	
9		らい予防法案	
10		らい予防法案	
11		懲戒の基準(案)	
12		らい予防法案(第三次)	
13	1953.2.5	らい予防法案	
14	1951.10.8	通常国会提出予定法律案について	結核予防課長
15	1960.12.2	らい調査会の開催について	らい調査会
16		癩予防法関係予想質問及答弁	
17		らい予防法案提出理由説明	
18		らい予防法案提案理由	
19		らい予防法案	
20		らい予防法案 現行癩予防法比較対照	
21	1952.11.20	議員提出質問主意書に対する答弁書に関する件	厚生技官聖成稔

簿冊名 結核予防課「昭和二十八年二月 癩予防改正法案綴」

1	1969	各県里帰り関係報告	
2	1959	らい予防事業国庫負担金関係	
3	1953.10.2	官報の正誤について	結核予防課長
4	1953.7.4	らい患者対策について	公衆衛生局長・医務局長
5	1953.6.30	閣議請議書中正誤について	厚生技官聖成稔
6	1953.6.24	閣議請議案	
7		らい予防法案	
8	1953.6.25	らい予防法案の閣議請議について	大蔵大臣・厚生大臣
9	1953.6.30	らい予防法案提出理由説明について(伺)	公衆衛生局長

これらの資料の分析をとおして、投書、法改正の意思がなかった厚生省が、左派社会党の長谷川保代議員が、全癩患協の主張に沿った法改正案を作成したことに對抗し、急遽、1953(昭和28)年2月のほぼ1ヶ月間で改正法案を作成し、省内に改正案への疑問を残しつつ、閣議決定を経て国会

に提出した事実が判明した。

二 国立公文書館所蔵分

国立公文書館に、内閣、総理府、および関係官庁から移管されたハンセン病関係の公文書は、300件を優に超える。そのなかには、官制・人事・叙勲などに関する文書も多く、政策上、特に重要と思われるものは、以下のとおりである。

国立公文書館所蔵 ハンセン病問題関係重要資料

簿冊標題	作成部局	作成年	文書名
議院回付建議書類原義(2)	内閣	1901～1911	癩病患者取締ニ関スル件
議院回付建議書類原義(2)	内閣	1901～1911	万国癩予防会議へ委員派遣ニ関スル件
議院回付建議書類原義(7)	内閣	1927～1931	国立癩療養所設置ニ関スル件
議院回付建議書類原義(7)	内閣	1927～1931	大阪府泉北郡ニ於ケル癩療養所設定ニ指定取消ニ関スル件
議院回付建議書類原義(7)	内閣	1927～1931	癩療養所国庫補助ニ関スル件
議院回付建議書類原義(9)	内閣	1935～1938	東北地方ニ国立癩療養所設置ニ関スル件
議院回付建議書類原義(9)	内閣	1935～1938	癩自由療養村建設ニ関スル件
議院回付請願書類原義(12)	内閣	1925～1926	癩療養所設置指定地取消ノ件
議院回付請願書類原義(12)	内閣	1925～1926	癩療養所設置指定地取消ノ件
議院回付請願書類原義(13)	内閣	1927～1930	癩患者自由療養地域設定ノ件
議院回付請願書類原義(13)	内閣	1927～1930	第三区癩療養所設置指定地取消ノ件
議院回付請願書類原義(13)	内閣	1927～1930	国立癩療養所設置ニ関スル件
議院回付請願書類原義(15)	内閣	1933～1934	鹿児島県ニ国立癩療養所設置ノ件
議院回付請願書類原義(16)	内閣	1935～1937	救癩設備拡張促進ニ関スル件
総理府公文・巻2・昭和26年	内閣総理大臣官房総務課	1951	貞明皇后記念救癩事業基金について
総理府公文・巻11・昭和27年	内閣総理大臣官房総務課	1952	貞明皇后記念救癩事業募金提出について

公文類聚・第 21 編・明治 30 年・第 16 卷・外事 2・通商 2・ 雑載	内閣	1897	血清薬院技師兼内務技師高木友枝 独国伯林ニ於テ癩病ニ関スル万国 会議開設ニ付参列仰付ケラル
公文類聚・第 21 編・明治 30 年・第 16 卷・外事 2・通商 2・ 雑載	内閣	1897	万国医事会議并癩病会議ニ参列ノ 為メ派遣セラレタル血清薬院技師 兼内務技師高木友枝ヲシテ該会議 結了後更ニ欧洲各国衛生制度及実 況ヲ調査セシム
公文類聚・第 31 編・明治 40 年・第 19 卷・衛生・人類衛生、 司法・裁判所	内閣	1907	癩予防ニ関スル件ヲ定ム
公文類聚・第 31 編・明治 40 年・第 19 卷・衛生・人類衛生、 司法・裁判所	内閣	1907	癩患者ノ救護ニ要スル費用ノ支弁、 徴及負担方
公文類聚・第 31 編・明治 40 年・第 19 卷・衛生・人類衛生、 司法・裁判所	内閣	1907	明治四十年法律第十一号(癩予防ニ 関スル件)施行日ヲ定ム
公文類聚・第 31 編・明治 40 年・第 19 卷・衛生・人類衛生、 司法・裁判所	内閣	1907	明治四十年法律第十一号(癩予防ニ 関スル件)第八条ニ依ル国库補助方
公文類聚・第 31 編・明治 40 年・第 19 卷・衛生・人類衛生、 司法・裁判所	内閣	1907	海外諸港又ハ台湾ヨリ来ル癩患者 取扱方
公文類聚・第 31 編・明治 40 年・第 19 卷・衛生・人類衛生、 司法・裁判所	内閣	1907	明治四十年勅令第二百八十四号(癩 予防ニ関スル法律施行期日ノ件)中 ヲ改正ス
公文類聚・第 33 編・明治 42 年・第 11 卷・財政 3・会計 3・ 臨時補給	内閣	1909	万国癩病予防会議参列費外一件ヲ 第二予備金ヨリ支出ス
公文類聚・第 77 編・昭和 27 年・第 9 卷・国会 3・質問に対 する答弁書 衆議院 2、参議 院・雑載	内閣	1952	癩予防と治療に関する件 長谷川 保
公文雑纂・明治 32 年・第 30 卷・帝国議会(第 13 回 3)	内閣	1899	同武市庫太外二名提出癩病患者及 乞食取締ニ関スル質問ニ対シ内務 大臣答弁

公文雑纂・明治 35 年・第 95 卷・帝国議会・第 16 回 4	内閣	1902	肺結核及癩病予防治法制定ニ関スル請願ノ件
公文雑纂・明治 42 年・第 32 卷・帝国議会・第 25 回 2	内閣	1909	癩予防治法施行ニ関スル除外法追加請願ノ件
公文雑纂・大正 3 年・第 2 卷・内閣 2	内閣	1914	明治四十四年以降調査ノ癩患者統計表並調査ノ由来及方法内務省衛生局長ニ送付ノ件
公文雑纂・大正 3 年・第 30 卷・帝国議会 4	内閣	1914	大口喜六提出癩予防ニ関スル質問ニ対シ答弁書衆議院ヘ回付ノ件
公文雑纂・大正 8 年・第 14 卷・帝国議会 2	内閣	1919	癩患者ノ救済ニ関スル建議ノ件
公文雑纂・大正 10 年・第 20 卷・貴族院衆議院事務局・貴族院衆議院事務局、帝国議会 1	内閣	1921	癩ノ徹底的予防ニ関スル同上
公文雑纂・大正 10 年・第 21 卷・帝国議会 2	内閣	1921	癩病患者隔離所設置ニ関スル同上
公文雑纂・大正 13 年・第 12 卷・帝国議会 2・請願	内閣	1924	癩療養増設ノ同上
公文雑纂・大正 15 年～昭和元年・第 18 卷・帝国議会 3・請願 2	内閣	1926	草津温泉附近ニ国費ヲ以テ癩患者收容部落建設方請願ノ件
公文雑纂・大正 15 年～昭和元年・第 20 卷・帝国議会 5・質問答弁書	内閣	1926	木檜三四郎提出癩政策ニ関スル質問ニ対スル内務大臣答弁書
公文雑纂・大正 15 年～昭和元年・第 20 卷・帝国議会 5・質問答弁書	内閣	1926	山口義一提出大阪府泉北郡ニ於ケル癩療養所設置ニ関スル質問ニ対スル内務大臣答弁書
公文雑纂・昭和 2 年・第 22 卷・帝国議会 6（請願 2）	内閣	1927	癩自由療養地設置ニ関スル請願ノ件
運営覚書（保健、衛生）	厚生省	1945～1948	熊本癩病院に関する件
運営覚書（保健、衛生）	厚生省	1945～1948	熊本癩病院に関する件
運営覚書（保健、衛生）	厚生省	1949～1952	レオナード・ウッド記念会の日本における癩事業に関する件
発議文書（総務課）	厚生省	1950	国立癩研究所の設置について

公文類聚・第 77 編・昭和 27 年・第 11 巻・国会 4 の 1・請願 1 の 1	内閣	1952	第十三回国会参議院採択 韓国人らい患者の強制退去に関する請願 外百七件回付の件
--	----	------	---

三 都道府県の資料

各都道府県にハンセン病関係の所蔵資料のリストの提出を依頼し、宮城・東京・大分の都県以外の道府県から回答を得、そのリストに基づき、重要と思われる資料の開示を求め、調査した。都道府県の資料調査の理由は 2 つあった。第 1 は、厚生労働省健康局疾病対策課に現存する資料は主として 1952 (昭和 27) 年以降であるため、それ以前の国策に関わる原文書を都道府県の資料に求めなければならなかったからである。すなわち、1951 年までの国策について、都道府県に通牒を發した国側の資料が現存しないため、それを通牒を受け取った都道府県側の資料の発掘する必要がある。第 2 は、隔離の実務を実施したのは、都道府県であるので、「無癩県運動」の実態を知るためには都道府県の資料調査が不可欠となるからである。

以下、各都道府県の資料保存状況を概観しておこう。

都道府県資料保存状況

都道府県	担当部署	資料保存状況の概要
北海道	保健福祉部疾病対策課	1965 年以降の資料を保存
青 森	健康福祉部保健衛生課	1996 年以降の資料を保存
岩 手	保健福祉部保健衛生課	1952 年以降の資料を保存
宮 城	保健福祉部健康対策課	未回答
秋 田	健康福祉部健康対策課	1973 年以降の資料を保存
山 形	健康福祉部保健業務課	1966 年以降の資料を保存
福 島	保健福祉部健康衛生領域医療看護グループ	1968 年以降の資料を保存
茨 城	保健福祉部保健予防課	1993 年度以降の資料を保存、他に県立歴史館に 1973 年の「らい予防法」や藤楓協会県支部に関する資料などを保存
栃 木	保健福祉部健康増進課 疾病対策担当	2001 年以降の資料を保存
群 馬	保健・福祉・食品局保健予防課	県よりは「情報開示に値する資料は該当なし」と回答、他に県立文書館に、1916 年の地方長官会議の参考資料を保存
埼 玉	健康福祉部健康づくり支援課特定疾患対策係	1950 年? 以降、療養所慰問、郷土訪問事業に関する資料などを保存

千 葉	健康福祉部健康増進課 疾病対策室	1999年以降の資料を保存 他に県文書館に資料数点を保存
東 京	健康局医療サービス部 感染症対策課結核係	1971年以降の資料を保存、他に都公文書館に1953年の「らい予防法」改正時の資料などを保存
神奈川	衛生部保健予防課エイズ・感染症対策班	1957年以降の資料を保存 他に県立公文書館に戦後の無癩県運動などに関する重要資料を多数保存
新 潟	福祉保健部健康対策課 感染症対策係	2000年以降の資料を保存
富 山	厚生部健康課保健予防係	1960年代後半以降の資料を保存、他に県立公文書館に法律「癩予防二関スル件」に関する内務省通達など数点を保存
石 川	健康福祉部健康推進課	1951年以降の資料を保存
福 井	福祉環境部健康増進課	該当資料なしと県より回答
山 梨	福祉保健部健康増進課	1949年以降の資料を保存
長 野	衛生部保健予防課	1942年以降の資料、特に戦後の無癩県運動について、1947年の厚生省からの通知や1951年の県の報告、密入国患者の取締り、「らい予防法」の施行に関する資料など重要資料を多数保存
岐 阜	健康福祉環境部保健医療課	1952年以降の資料を保存
静 岡	健康福祉部疾病対策室	1944年、および1954年以降の資料を保存 1988年以降の神山復生病院関係の資料も含む
愛 知	健康福祉部健康対策課	1971年以降の資料、および県発行のパンフレット2冊(1950年、2004年)保存
三 重	健康福祉部医療対策室 医務グループ	1907年「癩予防に関する件他関連規定」、1931年「癩予防法他関連規定」、戦前の無癩県運動の記録『黎明』(1942年)それに1950年起「らい関係書類」をはじめとする戦後の資料を多数保存、特に1950年起「らい関係書類」には同年の県の無癩県運動の資料を含む
滋 賀	健康福祉部健康対策課	1953年以降「らい予防法」関係書類などの資料を保存
京 都	保健福祉部健康・医療 総括室健康対策室感染症担当	1988年以降の資料を保存
大 阪	健康福祉部地域保健福祉室疾病対策課特定疾患グループ	戦前・戦後の無癩県運動関係の資料をはじめ、戦後は主として1947年以降の重要資料を保存
兵 庫	健康生活部健康局疾病 対策課結核予防係	1953年以降の「らい予防法」に関する厚生省の通知をはじめとする資料を保存、特に「らい予防法施行綴」中の都道府県らい係職員講習会(1954年6月)の記録は重要、他に県政資料館に戦前の資料を数点保存

奈良	奈良県福祉部健康局健康増進課	戦後の無癩県運動関係の資料など主として1949年以降の重要資料を保存
和歌山	健康対策課	主として1954年以降の資料を保存
鳥取	福祉保健部健康対策課	1952年「密入国らい患者の取り扱いについて」をはじめとする「らい刑務所」出所者・「非行患者」・軽快退所者らに対する処遇など、1950年代の法改正、患者管理に関する重要資料を多数保存
島根	健康福祉部健康推進課 母子・疾病療養支援グループ	戦前は、1924年の「知事事務引継書」、1940年の「地方長官会議参考資料」など県内のハンセン病患者の状況を示す資料を保存、戦後は主として1968年以降の資料を保存
岡山	保健福祉部健康対策課 感染症対策班	1996年の「らい予防法廃止」とそれ以後の資料を保存
広島	保健対策室	主として1961年以降の資料を保存
山口	健康福祉部健康増進課 地域保健班	1953年以降、入所者・在宅者の個人情報に関するものを中心とした資料を保存
徳島	保健福祉部健康増進課	1954年以降の資料を保存
香川	薬務感染症対策課	主として1989年以降の資料を保存
愛媛	保健福祉部健康衛生局 健康増進課	1937年、および1959年以降の資料を保存 「らい予防法」に関する厚生所からの通達類、逐条解説も含む
高知	健康福祉部健康対策課	ハンセン病問題に触れた県刊行物などを保存
福岡	保健福祉部健康対策課 結核感染症係	1954年以降の資料を保存
佐賀	健康福祉部健康増進課	戦後の無癩県運動に関する資料をはじめ、1953年以降の資料を保存
長崎	福祉保健部健康政策課	1908年～1947年の例規類、および主として1947年以降の資料を保存
熊本	健康づくり推進課	1988年以降の資料を保存
大分	未回答	未回答
宮崎	健康増進課疾病対策係	1976年以降の資料を保存
鹿児島	保健福祉部健康増進課	1958年以降の資料を保存
沖縄	福祉保健部健康増進課	1960年以降の資料を保存、1972年度「児童生徒高校生罹患状況」中の琉球政府時代の「ハンセン氏病患者に医療を施す場合の手続」は重要、他に県公文書館にアメリカ統治時代の米国民政府の資料、および琉球政府の資料などを多数保存

四 療養所の資料

国立ハンセン病療養所のなかには、自治会が主体となって、療養所の資料の保存に当たっているところが多い。特に、栗生楽泉園、多磨全生園、長島愛生園、菊池恵楓園では、専門の資料室を整備し、自治会のみならず、療養所当局が廃棄した資料を保存しているし、大島青松園、星塚敬愛園、沖縄愛楽園などでも、自治会のもとで貴重な資料の保存がなされている。

(1) 栗生楽泉園

栗生楽泉園では、入所者自治会のもとに資料室が設置され、資料の整理と保存を進めてきた。同園では、1947（昭和22）年に入所者が自治会を結成して、「重監房」を廃止に追い込んだという実績があるが、保存されているこの時期の自治会の資料は重要である。また、藤本事件の救援運動に関する資料も保存されている。さらに、1952（昭和27）年以降の「全患協支部報」が保存されていて、原資料をとおして、戦後の「らい予防法」闘争期からの入所者運動の全貌を知ることができる。この資料室は、戦後のハンセン病療養所の自治会運動史の実態を知るうえで、資料が最もきれいに整理・保存されている。

(2) 多磨全生園

多磨全生園では、入所者自治会がハンセン病図書館を設置し、入所者山下道輔氏の尽力により資料の収集、保存に取り組んできたが、1993（平成5）年、高松宮記念ハンセン病資料館が開館するにおいて、図書館所蔵資料の多くは、同資料館に原本、もしくは複写資料が移管され、現在に至っている。同資料館には、全国から多くの資料が寄贈され、整理も進み、検索も容易になったが、ハンセン病図書館にも多くの資料が未整理のまま残されていることはほとんど知られていない。

同図書館に残されているものは、園当局が廃棄した原資料が多く、特に、戦後の「無癩県運動」のもとで、患者が全生園に送致されてくる際の、都道府県側と園との往復文書などは、「無癩県運動」の実態を示すものとして貴重である。さらに、同図書館には、1953（昭和28）年前後の「らい予防法」改正闘争に関する自治会側の資料や、予防法闘争後の園側の入所者管理に関する資料も多数所蔵されている。

また、予防法闘争前後の全患協関係の文書類も、全患協の倉庫に未整理のまま保存されている。そのなかには、当時の全患協日誌も含まれ、予防法闘争をめぐる緊迫した事情を伝えている。

これらのハンセン病図書館の未整理資料にしても、全患協倉庫の未整理資料にしても、保存状態は悪く、資料の痛みが心配される。こうした資料の保存のためにも、これらの整理は喫緊の課題となっている。

(3) 長島愛生園

長島愛生園には三か所の資料の宝庫がある。『愛生』編集部の書庫、神谷書庫、そして歴史館である。『愛生』編集部には、入所者の島田等氏が収集保存した貴重な資料が、島田氏の死後、移管され

ているが、そのなかには、同園宮川量事務官の残した資料もある。その「宮川量資料」中には、1936（昭和11）年、光田健輔園長に同行して朝鮮の小鹿島更生園を訪れた際の記録、1942（昭和17）年、宮川が「救癩挺身隊」の準備のために茨城県の満蒙開拓青少年義勇軍内原訓練所を訪れた際の記録など、重要なものが多く含まれている。

次に、神谷書庫には、台湾の楽生院長となった上川豊の南方のハンセン病に関する論稿や収集資料、雑誌『萬壽果』をはじめとする楽生院関係の資料、戦前、園当局が収集したハンセン病関係の新聞記事の切り抜き帳、邑久高校新良田教室に関する資料など、ハンセン病問題の歴史を究明するうえで重要な資料が保管されている。以上のふたつの資料は、現在、入所者の双見美智子氏により管理されている。

また、新設された歴史館には、入所者宇佐美治氏が収集した愛生園の歴史と入所者の生活を示す物品と資料が保存されている。最近の資料も多く、ハンセン病問題の現状について究明するうえで重要なものが含まれている。

以上、三か所の資料の宝庫は双見美智子氏、宇佐美治氏という入所者の尽力で維持されている。さらに、入所者自治会にも1950年代以降の全癩患協・全患協運動に関する資料が残されていることを含めて、長島愛生園では、貴重な資料を入所者が守ってきたといえる。今後、こうした膨大な資料の散逸を防ぎ、保存していく全園的な対策が必要となろう。

（４）大島青松園

入所者自治会室の書庫に、1931（昭和11）年の自治会結成以来の「日誌」が保存されている。保存状況も良好で、自治会運動にみならず、入所者の生活実態の変化なども知ることができる貴重な資料である。

（５）菊池恵楓園

菊池恵楓園では、日本館図書室に、1909（明治42）年の開園以来の膨大な資料が保存されていた。保存状況はよくなかったが、入所者自治会長太田明氏の尽力で、散逸を防ぎ、守られてきた。今、同園では新たに資料室を整備し、これらの資料の保存を進めている。

この膨大な資料群のなかには、本妙寺の患者集落に関する資料、龍田寮児童通学拒否事件に関する資料、藤本事件に関する資料、改正「らい予防法」反対闘争に関する資料など、ハンセン病問題の歴史の究明においてきわめて重要な資料が多数含まれている。

また、入所者自治会の資料室にも自治会活動に関する資料が保存されている。日本館図書室と、この自治会資料室の資料の目録は、財団法人肥後医育振興会編『ハンセン病施策関係資料収集事業報告書』に記載されている。

さらに、藤本松夫の直筆の書簡やメモ類なども、自治会管理のもとで保存されている。

（６）星塚敬愛園

星塚敬愛園には、入所者自治会による資料室が設置されている。ここに保存されている資料のな

かに、1949（昭和 24）年に自治会がGHQの圧力で解散させられた際の文書類が収められている。これらの資料は、戦後の自治会運動のみならず、GHQのハンセン病政策を解明するうえで、きわめて重要なものである。

（7）沖縄愛楽園

沖縄愛楽園にも、入所者自治会による資料室が設置されている。資料の数は少ないが、ここには、国頭愛楽園翼賛会人事部「翼賛会日誌」や「昭和十九年以降 雑書類綴」などの第二次世界大戦末期の沖縄戦前後の園内事情を知るうえでの資料、それに戦後のアメリカ統治下での入所者管理に関する資料など、沖縄のハンセン病問題の歴史の究明上、価値の高い資料が保存されている。

以上、療養所の資料は、主として入所者自治会、および入所者個人の努力で保存されている。療養所側が廃棄しようとした療養所の資料なども入所者が引継ぎ、守り抜いた事例も多い。こうした現状を考慮すれば、今後、自治会や入所者個人が保存している資料を療養所全体で保存し、後世に伝えていく方策を確立する必要がある。

資料2 検証会議設置及び活動等関係

第1 検証会議設置等関係文書

一 契約書

平成15年度ハンセン病問題に関する事実検証調査事業（以下、「委託事業」という。）を実施するため、委託者支出負担行為担当官厚生労働省健康局長高原亮治を甲とし、受託者財団法人日弁連法務研究財団理事長新堂幸司を乙として、次の条項により契約を締結する。

第1条 乙は、別紙「ハンセン病問題に関する事実検証調査事業実施要領」に基づき、委託事業を行うものとする。

第2条 甲及び乙は、この契約に定める条項を誠実に履行するものとする。

第3条 乙は、委託事業を実施するに当たっては、様式（1）による事業計画書及び経理計画書を作成し、甲の承認を受けるものとする。

2 やむを得ない事情により事業計画及び経理計画の全部又は一部を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときも同様とする。

第4条 乙は、前条の規定により、甲の承認を受けた事業計画書及び経理計画書に従い、委託事業を実施するものとする。

第5条 甲は、金29,883,000円（うち消費税額及び地方消費税額金1,423,000円）の範囲内でこの委託事業の実施に要した経費（謝金、旅費、庁費、消費税及び地方消費税（以下「委託費」という。））を乙に支払うものとする。

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方消費税法（昭和25年法律第226号）第72条の77及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に105分の5を乗じて得た額である。

3 甲は、必要があると認めるときは、乙の請求に基づいて委託費を概算払いすることができるものとする。

第6条 乙は、甲からこの委託事業についての必要な報告を求められたときは、速やかにこれを行うものとする。

第7条 乙は、この契約に基づく委託事業によって得た成果を甲の承認を得ないで、これを公表してはならないものとする。

第8条 乙は、委託事業を実施するため、委託費により取得した物品を善良な管理者の注意を持って管理するものとする。

2 乙は、委託費により取得した物品であって甲の指定するものについては、委託事業終了後甲の指示に従うものとする。

第9条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除し、委託費の全部又は一部

を支払わないことができるものとする。

(1) この契約に違反したとき。

(2) この委託事業を遂行することが困難であると甲が認めるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約の解除を行った場合には、第5条第3項の規定により支払った額の全部又は一部を返還させることができるものとする。

第10条 乙は、この委託費を他の経費と区別して経理するとともに、委託費の収支を明らかにする帳簿を備えるほか、その証拠書類を委託事業終了後5年間整理保管するものとする。

第11条 乙は、この委託事業に係る支出明細書を様式(2)により作成し、国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類を添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、決算後10日を経過した日又は平成16年7月10日のいずれか早い日までに甲及び法務省に報告するものとする。

第12条 乙は、委託事業の終了の日から起算して1ヶ月を経過した日(第9条第1項の規定により委託契約の解除を行った場合には、当該解除を行った日から1ヶ月を経過した日) 又は平成16年4月10日のいずれか早い日までに様式(3)による事業実績報告書を作成し、甲に提出するものとする。

第13条 乙は、清算の結果、第5条第3項の規定により支払いを受けた額に剰余を生じた場合には、その剰余金を甲の指示に従って返納するものとする。

第14条 この委託事業の委託期間は、契約を締結した日から平成16年3月31日までとする。ただし、乙が平成15年4月1日からこの契約締結までの間に実施した事業で甲の認めるものについては、この契約により実施したものとみなすものとする。

第15条 乙は、この委託事業が予定の期間内に完了しない場合、又は委託事業の遂行に重大な支障を来し、若しくは来たすおそれのある事故等が発生した場合には、速やかにこの旨を甲に報告し、その指示を受けなければならない。

第16条 この契約に規定がない事項については、その都度甲と乙が協議の上決定するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を所持するものとする。

平成15年6月6日

甲 支出負担行為担当官

厚生労働省健康局長

高原 亮 治 印

乙 財団法人日弁連法務研究財団

理 事 長

新 堂 幸 司 印

二 ハンセン病問題に関する事実検証調査事業調査実施要領

ハンセン病問題に関する事実検証事業の実施要領は以下のとおりとする。

1. 目的

ハンセン病患者に対する隔離施策が長期間にわたって続けられた原因、それによる人権侵害の実態について、医学的背景、社会的背景、ハンセン病療養所における処置、「らい予防法」などの法令等、多方面から科学的、歴史的に検証を行い、再発防止のための提言を行うこと。

2. 内容

(1) 方法

本事実検証調査事業は、別紙1「ハンセン病問題に関する検証会議運営要綱に基づく検証会議および検討会（以下、「検証会議」、「検討会」という。）を設置して行う。

(2) 検討課題

検証会議及び検討会の基本的検討課題は、別紙2「ハンセン病問題に関する検証会議・検討会検討課題」のとおりとする。

(3) 資料開示等

厚生労働省は、検証会議及び検討会が必要とする場合、個人のプライバシーの保護等に配慮しつつ、その所管内にある関係資料を原則としてすべて公開し、地方自治体等に対しても、必要に応じ資料開示の協力を求める。

(4) 報告結果の尊重

厚生労働省は、委託先財団法人日弁連法務研究財団より提出される検証会議報告書の内容・再発防止のための提言を尊重し、今後の疾病対策等の政策に生かすものとする。

3. その他

検証会議及び検討会の委員に選定された者は、下記の項目について、留意しなければならない。

本事実検証調査事業において、委員が本事業により知り得た情報については、講演、著書等、本事業以外の活動において、個人のプライバシーへの保護等に配慮し、検証会議の範囲を超えて公にしないこと。

は、本事実検証調査事業が終了した後も同様であること。

4. 事実検証調査事業期間

契約締結日から平成16年3月31日

三 ハンセン病問題に関する検証会議運営要綱

(目的)

第1条 ハンセン病問題に関する検証会議(以下、「検証会議」という。)は、これまでのハンセン病患者に対する隔離政策が、長期間に渡って続けられた原因、それによる人権侵害の実態について、医学的背景、社会的背景、ハンセン病療養所における処置、「らい予防法」などの法令等、多方面から科学的に検証を行い、再発防止の提言を行うなど、今後の疾病対策等に資することを目的として設置する。

(検討会の設置)

第2条 検証会議が検証活動を行うために必要な調査、検討、報告書の作成等を行うために、同会議の下に検討会を設置する。

(構成)

第3条 検証会議の委員は次の各号に定める者で構成し、委託先である財団法人法務研究財団理事長が選任する。

ハンセン病患者・元患者 2名

マスコミ 5名

弁護士 2名

療養所長 1名

学識経験者 4名(うち2名は検討会委員の互選による推薦)

2 検討会委員は、委託先である財団法人法務研究財団理事長が選任し、委員数は20名以内とする。

(座長及び委員長)

第4条 検証会議の座長は、第3条第1項により選出された委員から、委託先である財団法人日弁連法務研究財団理事長が選任し、任命する。

2 検討会に委員長をおくことができる。委員長は、検討会委員の互選による。

(検証会議の活動)

第5条 検証会議は、第1条の趣旨に基づき、基本的な検討課題を整理して検討会にその検討課題を示すとともに、検討会からの報告等を踏まえ、当該課題について審議した上、報告書を作成する。

2 検討会は検証会議と相互に情報交換に努めるなど連携を図り、必要に応じ、検証会議に研究状況を報告するものとする。

(資料開示)

第6条 厚生労働省は、検証会議が必要とする場合、個人のプライバシー保護等に配慮しつつ、その所管内にある関係資料を原則としてすべて公開する。

(会議の公開)

第7条 検証会議は原則として公開する。また、検証会議の議事録は毎回作成し、内容を出席者

が確認した上、原則公開する。

(事務局)

第8条 検証会議及び検討会の運営事務は、委託先である財団法人法務研究財団が行う。

四 ハンセン病問題に関する検証会議・検討会の検討課題

検討1

1907年法「癩予防ニ関スル件」から1953年らい予防法制定に至る経緯

検討2

らい予防法が1996年まで改廃されなかった事情

検討3

優生保護法第3条第3号制定の経緯

検討4

上記1.2.3に関して、諸外国政策との比較

検討5

上記1.2.3に関して、医学界が果たした役割

検討6

ハンセン病に関する偏見差別が作出・助長されてきた実態(無らい県運動、マスコミの役割等)

検討7

断種・墮胎・重監房・強制労働・貧困な医療等の療養所実態

検討8

被害の全体像の解明(家族との断絶、家族被害、社会復帰の困難、隔離の精神的影響等)

検討9

沖縄及び日本占領下地域におけるハンセン病施策

検討10

上記1ないし9を踏まえた再発防止のための提言

検討11

ハンセン病政策の実態に関連する寺領の収集・データベース化

第2 検証会議及び同検討会員名簿

区分	氏名	役職	所属
検証会議	神美知宏	委員	全国ハンセン病療養所入所者協議会事務局長
同	舩雄二	同	ハンセン病違憲国賠訴訟全国原告団協議会会長
同	大塚浩之	同	読売新聞社社会部都内版編集室長
同	宮田一雄	同	産経新聞論説委員兼編集委員
同	三木賢治	同	毎日新聞社論説委員
同	藤森研	同	朝日新聞編集委員
同	鮎京眞知子	同	弁護士
同	光石忠敬	同	弁護士
同	牧野正直	同	国立療養所邑久光明園園長
同	金平輝子	座長	元東京都副知事
検証・検討	内田博文	副座長	九州大学法学研究院教授
検証・検討	和泉眞蔵	委員	アイルランガ大学熱帯病センターハンセン病研究室
検討会	井上英夫	委員長	金沢大学法学部教授
同	宇佐美治	委員	長島愛生園入所者
同	江連恭弘	同	法政大学第二中高等学校教諭
同	岡田靖雄	同	精神医療史研究会世話人
同	窪田暁子	同	中部学院大学人間福祉学部教授
同	訓覇浩	同	真宗大谷派同和推進本部本部委員
同	酒井シヅ	同	順天堂大学医学 客員教授
同	佐藤元	同	東京大学大学院医学系研究科講師
同	鈴木則子	同	奈良女子大学生活環境学部講師
同	田ヶ谷浩邦	同	国立精神・神経センター精神保健研究所精神機能研究室長
同	並里まさ子	同	栗生楽泉園副園長
同	福岡安則	同	埼玉大学教養学部 教授
検証・検討	藤野豊	同	富山国際大学人文社会学部助教授
検討会	松原洋子	同	立命館大学大学院先端総合学術研究科教授

同	丸井英二	同	順天堂大学医学部教授
同	宮本阿伎	同	文芸評論家
同	森川恭剛	同	琉球大学法文学部助教授
同	魯紅梅	同	順天堂大学医学部助手

なお、鈴木伸彦氏（読売新聞社社会部次長・当時）及び能登恵美子氏（株）恒星社編集部編集者・当時）には、2002年度、2003年度にわたり、それぞれ検証会議委員、検討会委員としてご尽力頂きました。

第3 検証会議活動記録一覧

一 検証会議

【2002年度】

回	会議日	会場	議題
第1回	2002年10月16日	ロイヤルパークホテル	今後の運営方針の決定
第2回	2002年11月11日	日本教育会館第一会議室	検討項目の決定等
第3回	2002年11月26日	国立療養所大島青松園	在園者他聞き取り（公開1名・非公開2名）意見交換等
	2002年11月27日	同上	園内見学
第4回	2002年12月9日	東京フォーラム 501D 会議室	退所者聞き取り（公開3名）検討課題の分担報告等
第5回	2003年1月15日	国立療養所栗生楽泉園	重監房見学、在園者他聞き取り（公開3名）意見交換等
	2003年1月16日	同上	園内見学
第6回	2003年2月26日	弁護士会館講堂クレオ	情報開示について、2002年度中間報告について
第7回	2003年3月19日	プラザエフ会議室カトレア	情報開示について、調査班について、2002年度経過報告書について等
第8回	2003年3月27日	食糧会館大会議室	2002年度経過報告書について、今後のスケジュールについて等

第1回、第2回、第6回及び第7回は、検討会との合同会議

【2003年度】

回	会議日	会場	議題
第9回	2003年4月16日	国立療養所沖縄愛楽園	園内見学等(沖縄ゆうな藤楓協会で非公開2名聞き取り)
	2003年4月17日	同上	在園者他聞き取り(公開2名・非公開1名)、意見交換等
第10回	2003年6月25日	国立療養所邑久光明園	在園者聞き取り(公開3名・非公開1名)、法医学勉強会
	2003年6月26日	同上	園内見学、意見交換等
第11回	2003年9月16日	弁護士会館講堂クレオ	2003年度中間報告書状況報告、調査班進行状況報告等
第12回	2003年9月17日	国立療養所多磨全生園	園内見学、在園者他聞き取り(公開3名)等
第13回	2003年11月12日	国立療養所星塚敬愛園	在園者他聞き取り(公開3名)、病理学勉強会等
	2003年11月13日	同上	園外、園内見学
第14回	2004年2月4日	弁護士会館講堂クレオ	2003年度中間報告書検討会第一次案提出・説明等
第15回	2004年3月10日	食糧会館大会議室	2003年度中間報告書確定

第11回、第14回及び第15回は、検討会との合同会議

【2004年度】

回	会議日	会場	議題
第16回	2004年4月21日	国立療養所長島愛生園	納骨堂内部検証、歴史館見学、在園者他聞き取り(公開5名)
	2004年4月22日	同上	園内見学、意見交換等
第17回	2004年5月19日	国立療養所奄美和光園	納骨堂内部検証(非公開)、在園者他聞き取り(公開4名・非公開1名)
	2004年5月20日	同上	不自由者棟見学・歓談、園内見学、白百合の寮見学
第18回	2004年6月15日	国立療養所菊池恵楓園	園内見学、パネル展、映画「厚い壁」鑑賞等
	2004年6月16日	同上	リトルライオン記念館・菊池医療刑務支所跡見学、在園者他聞き取り(公開5名)等
	2004年6月17日	待労院診療所他	院内見学、入所者との歓談、本妙寺見学
第19回	2004年6月27日	大手町サンケイプラザ	最終報告書に向けての討議

第20回	2004年7月14日	国立療養所松丘保養園	納骨堂内部検証(非公開)、在園者他聞き取り(公開3名)、治療棟等見学(非公開)
	2004年7月15日	同上	退所者聞き取り(非公開)、園内見学等
第21回	2004年8月18日	国立駿河療養所	納骨堂内部検証(非公開)、入所者他聞き取り(公開3名)、園内見学
	2004年8月19日	神山復生病院	墓地にて献花、院内見学、在院者と歓談(非公開)
第22回	2004年9月16日	国立療養所東北新生園	霊安堂内部検証(非公開)、在園者他聞き取り(公開2名)、園内見学
	2004年9月17日	同上	在園者他聞き取り(公開3名)、意見交換
第23回	2004年10月7日	弁護士会館講堂クレオ	最終報告書作成に向けて
第24回	2004年11月17日	国立療養所宮古南静園	納骨堂内部検証(公開)、在園者他聞き取り(公開3名)、意見交換
	2004年11月18日	同上	園内見学、不自由者棟見学、元園長(復帰前)聞き取り(公開)
第25回	2005年1月27日	食糧会館大会議室	特別報告書の提出について、最終報告書のまとめについて
第26回	2005年3月1日	星陵会館ホール	最終報告書提出

第19回、第23回、第25回及び第26回は、検討会との合同会議

二 検討会

【2002年度】

回	会議日	会場	議題
第1回	2002年10月16日	ロイヤルパークホテル	検証会議委員の選出等
第2回	同上	同上	今後の運営方針の決定等
第3回	2002年11月11日	日本教育会館第一会議室	検討項目の決定等
第4回	同上	同上	検討項目の分担等
第5回	2003年1月17日	東京フォーラム501D会議室	研究分担の確認、研究の進行状況の報告、被害実態調査について等
第6回	2003年2月26日	弁護士会館講堂クレオ	研究報告のまとめ等
第7回	同上	同上	情報開示について、2002年度中間報告について
第8回	2003年3月19日	プラザエフ会議室カトリア	各研究報告のまとめ等
第9回	同上	同上	情報開示について、調査班について、2002年度経過報告書について等

第2回、第3回、第7回及び第9回は、検証会議との合同会議

【2003 年度】

回	会 議 日	会 場	議 題
第 10 回	2003 年 4 月 28 日	第一東京弁護士会講堂	2002 年度検討経過報告書、被害実態調査について等
第 11 回	2003 年 7 月 14 日	第一東京弁護士会講堂	検討会の運営について、被害実態調査について等
第 12 回	2003 年 9 月 16 日	弁護士会館講堂クレオ	2003 年度中間報告書作成の状況報告、調査班進行状況報告等
第 13 回	2004 年 2 月 4 日	弁護士会館講堂クレオ	2003 年度中間報告書検討会第一次案提出・説明等
第 14 回	2004 年 3 月 10 日	食糧会館	2003 年度中間報告書確定

第 12 回、第 13 回及び第 14 回は、検証会議との合同会議

【2004 年度】

回	会 議 日	会 場	議 題
第 15 回	2004 年 6 月 27 日	大手町サンケイプラザ	最終報告書に向けての討議
第 16 回	2004 年 10 月 7 日	弁護士会館講堂クレオ	最終報告書に向けての討議
第 17 回	2005 年 1 月 27 日	食糧会館大会議室	最終報告書に向けての討議
第 18 回	2005 年 3 月 1 日	星陵会館ホール	最終報告書提出

第 15 回、第 16 回、第 17 回及び第 18 回は、検証会議との合同会議

おわりに

800 ページを超える本報告書の膨大な編集作業を終えるにあたり胸に去来することは多い。なかでも、本検証作業に協力して語りづらいことをあえて語ってくださった方々の今は最たるもの一つである。

2004（平成 16）年 8 月 18 日（水）～19 日（木）駿河療養所での現地検証会議において、国の対応に対してのみならず入所者の運動についても手厳しい意見陳述を行った西村時夫氏は、わずか 1 カ月半後の同年 10 月 2 日、ガンのため 62 歳で還らぬ人となられた。陳述の折に述べられた「間もなく私たちはこの世からいなくなります。私たちがいなくなった時、ハンセン病に対する偏見と差別だけは残ってほしくない。もう患者はいないけれど、あの病気は怖い病気だった、という残り方だけは絶対にしてほしくない。ハンセン病回復者の人権が回復されて、私たちは死にたい」という言葉は文字通り遺言になった。

辛酸を極める人生を強いられたにもかかわらず、訪ねた検証会議委員に自分はもはやひとりぼっちではないと次のように語ってくれた在宅治療患者の遺族は今、受刑者として厳寒の刑務所にある。

母死亡後も私は、鳥取県や保健所のこれまでの不親切な対応が理解できず、繰り返しその理由を尋ねていました。「菌が検出されなければ入所の必要性はない」といいながら、在宅治療となった患者について何の指導も援助も行わなかったのが何故なのか、真相を知りたかったのです。患者を社会の中で生活させれば、ハンセン病に対する偏見差別に患者も家族も直接さらされるのです。それがわかっているのに、行政はなぜ偏見差別をなくす活動に取り組まないのか。また、誰にも相談できない悩みだからこそ、行政の相談窓口が必要となるのに、なぜそれを教えてくれないのか、わからないことだらけでした。私がハンセン病の母をもって一番つらかったのは、相談できる人が誰もいないということでした。ところが、今度の私の刑事事件のことで、ハンセン病患者の家族会の人たちを始めたくさんの人達が、減刑嘆願の署名を集めてくれました。わたしは、自分が欲しかったのはこれだ、と思いました。家族会の人達にめぐりあえて、ようやく気持ちがらくになりました。自分はひとりぼっちではないとわかったからです。

日本の統治下、誤った日本のハンセン病政策によって小鹿島に強制隔離され、今も同島に住む 1921（大正 10）年生まれの男性は、訪問した検証会議委員の聞き取りに応じてくださった。15 歳のとき発症し、巡査が来て「小鹿島に行けば病気は治る」「食料も十分にある」といわれ、1941（昭和 16）年に隔離に応じたが、食料は乏しく、毎日、星を見て労働に出かけ、星を見て帰るという生活であった。労働の内容は、レンガ作り、たきぎ集め、吹作りなどで、看護長は「患者 10 人より松の木 1 本の方が大事」といって憚らず、この強制労働で傷を負っても、働かされ続け、それが原因で、手の指 10 本と両足を失った。食事の量は、男性ひとりが 1 日、米 2 合とサクラ麦で、それを 3 回に分けて食べた。このような内容であった。日本文化の全面開放が進む韓国にあって、彼が描く日本、

おわりに

日本人とはどのような像であろうか。

また、次のように苦衷を吐露してくれた三重県元「専門職員」の“今”も忘れることはできない。

国家賠償の裁判が起きてから、まるで自分が責められているような気がしていた。ただ、俺は30年専門職員をやってきてどうだったのか、無理強이었다のだろうか、強制したのだろうか、と自問してきた。本当の強制収容はしたことはないと思っても、結果的には強制してきたことになるのではないか、という思いがある。

私たちは、本検証会議を通じて多くの真実に接することができた。この真実は、ハンセン病強制隔離政策を生み出した「悪魔的な精神」を際立たせるものである。だが、真実にもまして人々の心を動かすのは人間の魂の叫びである。すでに国等に提出した『被害実態調査報告』及び『胎児標本等調査報告』と同様、本『最終報告書』の編集において私たちがもっとも留意したのは、この真実と魂の叫びを伝えることであった。西村氏の遺言を私たちは正しく伝えることができただろうか。もはやひとりぼっちではないという遺族の今の心境を正しく伝えることができただろうか。日本海の向こうからの訴えについても、日本国内のそれと同様に正しく伝えられただろうか。元「専門職員」の苦衷はいかがであろうか。

本検証作業を通じて私たちは多くのことを学ぶことができた。被害観も一変した。被害を語ることの難しさを繰り返し教えられた。被害は死ぬまで続くのだということも実感した。被害者という決め付けに抵抗があるということも知った。被害が新たな差別・分断を招きうるという視点をもつこともできた。それでは、本報告書にこの学びの成果をも十分生かすことができただろうか。

不安は少なくないが、これらのことを行いえたとすれば、検証会議一同の喜び、これに勝るものはない。

2005年3月末をもって検証会議は任務を終える。ハンセン病問題の解決に進むための役割をより広く国、そして社会へと引き継ぐこととなる。本報告書はその引継ぎのためのバトンの役割を担うものともいえる。私たちのまいた一粒の種が芽を出し、やがて木にまで育ち、病者とその家族を覆う豊かな癒しの森がこの国に実現することを心より願いながら、本事業を委託された厚生労働省ならびに国民の皆様に対し、ここに私たち検証会議の活動をご報告するものである。

2005年3月1日

財団法人日弁連法務研究財団ハンセン病問題に関する検証会議
一同

ハンセン病問題に関する検証会議最終報告書

発行日 2005年3月1日
発行 財団法人日弁連法務研究財団
編集 ハンセン病問題に関する検証会議
〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
弁護士会館14階
(財)日弁連法務研究財団内

電話 03(3500)3658
FAX 03(3500)0055
URL <http://www.jlf.or.jp>

